

**「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集
—無線局免許状等のスキャナ保存に係る制度整備—」**に対して提出された意見及び総務省の考え方
(令和5年1月28日(土)から同年2月27日(月)まで意見募集)

○提出意見：11件(件数は意見提出者数)
(内訳)企業4者、個人7者

案に対する意見及びその理由		総務省の考え方	(順不同) 提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>スキャナ保存はスキャナ保存でやっていただく方がよいと思います。 しかし、同時に免許状のPDFによる通信での発行も進めるべきだと思います。 【個人】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。 また、免許状の電子化に関するご意見につきまして、総務省では、令和7年1月の総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付を電子化し、電子申請により手続を行った者はデジタル免許状の交付を選択可能とする予定です。</p>	無
2	<p>要旨 原案に賛成する。 但し、画像ファイル偽造防止策をどうするか 並びにスキャン画像提示でも良しとするものの周知(特に取締機関)が課題である。</p> <p>原案に賛同するが、画像偽造防止策や 取り締まり機関(具体的には警察官)への「画像ファイル提示でも可」の周知啓発が課題である。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。 また、周知啓発が必須とのご意見については、取締機関等への周知徹底に努めてまいります。 なお、免許状のスキャンデータは書面の免許状(原本)の</p>	無

<p>1 周知啓発が必須の背景</p> <p>現行の電波法施行規則第 38 条第三項の規定では、移動するアマチュア局は免許状は常置場所に備え付けることになっている。</p> <p>(他の無線局でも移動して運用することがある局も含む)</p> <p>ここで、アマチュア無線家の中には移動して運用している、または車両に搭載して運用しているときに警察官の職務質問を受けたと言う方が散見するが、このときに、無線局免許状の提示を求められたと言う例が有る。</p> <p>「今は免許状は持ち歩かなくて良いことになっているので、常置場所である家に在る」と返答しても「そんなことはない」と執拗に提示を迫られた例を何件か聞いたことがある。この事例を踏まえれば、原案通りに改正した場合でも、スキャン画像提示で良しとすることを、特に警察官に周知することは必須で有り、また、「免許状や登録状は常置場所から持ち出してはならない」ことを免許(登録)人に周知することも必要だと思う。</p> <p>2 偽造防止策の背景</p> <p>他人の免許状や登録状をスキャンして画像の一部を改変し、あたかも自分が正当に免許を受けているまたは登録を受けていることを偽造する例の出現が考えられる。</p> <p>アマチュア局等「無線局免許状の画像」の場合は、それを操作できる無線従事者免許証の提示を求め、無線局免許人名義と無線従事者免許の氏名の一致を見れば良いと思慮するが、団体のアマチュア局の場合は、日本アマチュア無線連盟が直接開設する団体のアマチュア局以外では免許状に団体の会長名は印字されるので、団体の会長では無い場合は団体の構成員であることをどうやって確認するかが問題になる。</p> <p>(現実問題で、ダンプ・トラック運転手の中には勤務先等で開設している団体のアマチュア局のコールサインを車両に掲示して検問逃れにしている例が有る。)</p> <p>デジタル簡易無線局の場合は登録局と免許局のどちらも免許状および登録状の偽造防止策が必要だと思慮する。</p>	<p>写しではありますが、書面の免許状と同様に免許人において適切に管理頂きたいと考えます。仮に偽造したスキャンデータを無線局に備付けていたとしても、電波法第 60 条及び電波法施行規則第 38 条に基づく備付け義務を満たさないのは無論のこと、偽造した内容に基づき無線局を運用した場合は、電波法の罰則の適用対象となる可能性がありますのでご注意ください。</p>	
--	---	--

	アマチュア局の場合は電子申請 Lite または電子申請正規版を使っている者の場合はその ID とパスワードで本人確認を行い、総務省電子申請サイトから、アメリカの FCC が行っているような「公式 PDF」をダウンロードさせる方法を取ることは可能だろうが、紙申請のみを使って居る方へはどのように対応するかが課題になると思慮する。 【個人】		
3	原則として賛成いたします。紙媒体への複写についても同様に有効としていただけますよう要望いたします。 【個人】	賛同のご意見として承ります。 また、紙媒体への複写に関するご要望につきましては、今般の改正はデジタル化を推進する取組の一環であることから、検討対象外となります。	無
4	原則として賛成いたします。紙媒体への複写についても同様に有効としていただけますよう要望いたします。 【個人】	賛同のご意見として承ります。 また、紙媒体への複写に関するご要望につきましては、今般の改正はデジタル化を推進する取組の一環であることから、検討対象外となります。	無
5	基本的には賛成であります。 しかしながら、例えば無線局定期検査時の登録点検業務においてデータ保管された免許状を確認しようとした場合、企業によっては情報セキュリティの観点から、予め秘密保持契約等を結んでおかなければ PC 内に保管されているデータについては閲覧すら出来ない状況となる可能性もあり、これに対し、登録点検事業者よりデータ保管された免許状の確認要請については拒んではならない等何かしらの文言がないと登録点検業務自体に支障をきたす恐れもある。 【長岡移動電話システム㈱】	賛同のご意見として承ります。 また、ご指摘につきまして、スキャナ保存した免許状を無線局に備え付ける場合、無線局に備え付けた電子計算機等で必要に応じ直ちに表示できるようにすることは免許人の義務であるため、登録点検事業者と免許人との間の秘密保持契約の締結の必要性は不明	無

		<p>ですが、免許人である企業の情報セキュリティ上のルールから支障があるのであれば、従来どおり書面の免許状を備付けていただくことになると考えます。</p>	
6	<p>本改正案は、多数の無線局を有する免許人には免許状備付に係る労力の削減、免許状管理の一元化といった利点があるため改正案に賛同いたします。</p> <p>なお登録検査等事業者が検査等を免許状の電磁的記録による写しで実施とした場合、その写しが真であるかは性善説による確認となってしまう懸念があります。</p> <p>このため、各免許人がスキャン等により電磁的記録の写しを作成するのではなく、将来的には貴省が電子免許状を発行ないしは専用 Web サイトにて閲覧できるようにしていただきたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、免許状の電子化に関するご意見につきまして、総務省では、令和7年1月の総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付を電子化し、電子申請により手続を行った者はデジタル免許状の交付を選択可能とする予定です。</p>	無
7	<p>世界全体で各種規制のデジタル化対応が進む中、日本でも各種規制をデジタル化へ対応することが求められています。</p> <p>また、コロナウイルス感染をきっかけとした社会環境の変化も踏まえて、「人」がいつでもどこでもつながることで活躍できる環境が求められています。</p> <p>このデジタル化に伴う通信需要増加を支える情報通信基盤構築がより重要になると考えています。</p> <p>情報通信基盤の一翼を担う無線システムや高周波利用設備では、電波は公共財の考えのもと免許制度を通して電波を公平かつ能率的な利用を実現して公共の福祉を増進してきました。</p> <p>ただ、各免許人等が免許状含めた書類を紙面管理することは業務負荷となりつつあります。</p> <p>そのためスキャナ等で読み取った書類の電磁表示を備え付け書類として扱う制度化に賛同致します。</p> <p>今後は許認可申請等の手続き、認可状の電磁的データ化、運用中の定期審査、運用終了の一連の流れで全て書類が電磁的記録(電子データ)による管理ができるようになり、デジタル化されることを希望致します。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA) 適合性評価システム委員会 無線規制対応専門委員会】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、免許状の電子化に関するご意見につきまして、総務省では、令和7年1月の総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付を電子化し、電子申請により手続を行った者はデジタル免許状の交付を選択可能とする予定です。更に、デジタル免許状導入後、各種処分通知書についても段階的にデジタル化を行っていく予定とし</p>	無

		ております。	
8	船舶国籍証書なども電子化して行く中で、今回の改正で船舶局、船舶地球局が除かれるのはなぜなのでしょう 【個人】	当該無線局については、無線通信規則の規定を考慮し、電波法施行規則第 38 条第 2 項において免許状の掲示義務を課していることから、今般の制度改正の対象から除外しております。なお、当該掲示義務については、令和 7 年 1 月の総合無線局管理システムの更改においてデジタル免許状を導入する際に、国際的な運用実態も勘案し改めて検討する予定です。	無
9	無線局免許状等のスキャナ保存に係る制度改正案は、電波監理業務全体の迅速化・効率化が見込まれることから改正内容に賛同します。 【株式会社 NTT ドコモ】	賛同のご意見として承ります。	無
10	対象となっている省令案に賛同いたします。 なお、今回の改正案が免許関連手続における事業者の負担軽減を含めた利便性の向上のためのものとの認識の下、以下の点について意見いたしますので、ご検討お願いいたします。 ① 書面申請時の業務書類（写し証明付きの免許申請書添付書類）もスキャナ保存を認めていただきたい（理由）上記書類は申請時に写しを提出したものに“写し証明”を付したそのものであり、再交付手続きもないため、再交付が可能な免許状よりも取り扱いに注意を要しています。免許状のスキャナ保存を可能にするのであれば、申請書添付書類も同様にできるものと考えます。 ② 電子申請時の業務書類について、無線局免許手続規則に規定される帳票形式に変換するツールを用意いただきたい （理由）許可を得た申請に係る電子ファイル或いは免許申請システムからダウンロードした電子ファイルをアプリケーションで表示させることは時間を要する上、内容の確認も帳票形式に比べて困難ですので、前述の電子ファイルを帳票形式に変換するツールを用意いただき、変換後の電子ファイル保存を認めていた	賛同のご意見として承ります。 また、ご要望につきましては以下のとおりです。 ① 現行制度においても、電子申請・届出システムにより申請等いただくことで、業務書類の電子保存が可能です。今後も引き続き同システムの利便性向上に努めてまいります。 ② こちらも電子申請・届出シ	無

	<p>だけますと、事業者の利便性が向上するものと考えます。</p> <p>③ 予備免許通知書、変更許可通知書、検査結果通知書等書面で交付されている書類についてもペーパーレス化を検討いただきたい</p> <p>(理由) 免許申請等に係る手続のペーパーレス化を進められているところかと存じますが、その際は上記書類のペーパーレス化についても検討いただくことを希望します。</p> <p>【スカパーJSAT 株式会社】</p>	<p>システムの利便性向上に関するご要望ですが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>③令和7年1月のデジタル免許状導入後、各種処分通知書についても段階的にデジタル化を行っていく予定としております。</p>	
11	<p>無線局免許状等のスキャナ保存に係る制度整備に賛成いたします。</p> <p>無線局免許状をスキャンするなど複写することについて、明確な定めがなかったために様々な憶測が飛び交い、管理する負担もありましたが、これが整備されるとルールが明確となり、管理コストの軽減にもつながります。</p> <p>【個人】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。